

上野原市立上野原小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月1日策定

令和5年4月1日一部付加

はじめに

いじめは、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そのため、いじめへの対応は、学校における最重要課題の一つであると捉え、すべての学校が全力で問題の克服に取り組まなければならない。

また、児童を取り囲む大人一人一人が、「いじめは決して許さない」「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、それぞれが役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対処しなければならない。

1 いじめ防止に関する基本理念

すべての児童が安心して学校生活を送ることができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることをねらいとして、いじめの防止の対策を行う。また、すべての児童がいじめは決して許されない行為であること、いじめを認識しながら放置しないことなどを十分に理解できるようにする。さらに、市教育委員会をはじめ、家庭、地域、その他の関係者との連携の下に、いじめの問題を克服することに努める。

2 基本方針策定の目的

全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学級でも起こりうるものである。」という基本的認識の下に、教育委員会や学校、家庭、地域住民その他の関係機関が連携し、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送るための対策として総合的かつ効果的に推進するために、「いじめ防止基本方針」を策定した。

3 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（平成25年6月28日公布「いじめ防止対策推進法」より）

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関わる調査」より）

「一定の人間関係」・・・学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」・・・身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをむりやりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、

見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

一見いじめとして見なされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。そのため、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは許されない」という指導を徹底するとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度などを養うことが必要である。

また、児童が安心して自己有用感や充実感をもって学校生活を送れるようにすることが必要である。

いじめを早期発見し、速やかに解決するためには、学校の組織的な対応が不可欠であり、学校の指導だけでは十分な効果をあげることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所等）と適切に連携を図ることが必要である。

さらに、家庭、地域、関係機関が学校と連携し、いじめ問題を克服するための継続的な取組を推進することが重要である。

上記の「基本的な考え方」を全職員に共通理解を図り、『いじめは、どの学校・どの学級・どの児童にも起こりうるものである』という基本的な認識をもち、学校長のリーダーシップのもとにいじめ防止に向けて兆候や発生を見逃さずに学校全体で迅速に組織的な対応をしていくために、以下に挙げるいじめ防止のための基本的な姿勢を全職員がもち、歩調を合わせて対応していくものとする。

- ①いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない学級・学年・学校の雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、より具体的な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ⑤いじめ問題を解決するにあたっては、学校・家庭・地域、関係機関や専門機関との連携を図る。
- ⑥学校と家庭が協力して、未然防止、また発生後の指導に取り組む。

5 学校における取組

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国や山梨県のいじめ防止基本方針を参酌し、上野原小学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

①生徒指導校内委員会

いじめの早期発見や職員での共同指導体制確立のため、児童に関する各種情報を共有するために設置する。月に１度、いろいろな立場から見た児童の様子を伝え、児童の変化からいじめの早期発

見につなげていく。学年会で挙げた事例や話し合われた指導体制・方法を全職員に伝え、共同指導体制確立を目指す。

◆《全職員》

②生徒指導委員会全体会議

③いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策に関して、取り組み方や内容が適切かどうかを判断したり、認知されたいじめの解決に向けて効果的な方策を検討したりするために設置する。そのために以下のような教職員をもって、いじめ解決に向けて方策を協議していく。委員会には必要に応じては、スクールカウンセラーなどの外部の専門家を加える。

◆《校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 各学年主任 養護教諭》

④緊急対応会議

重大事態の発生時に、いじめ行為の事実関係を調査し可能な限り網羅的に明確にすることを目的とした組織である。学校設置者の指導・助言のもとに対策を講じていく。また、状況によっては上記のいじめ防止対策委員会を中心に、ＳＣ，市教委職員，学校評議員等を含む「特別生徒指導委員会」を開催し，調査を含めた敏速な対応を行う。

「重大事態」

ア いじめにより，生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき

イ いじめにより，相当の期間（年間３０日間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき

ウ 児童や保護者から，いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

◆校内委員《校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 当該学級担任 当該学年主任》

◇校外委員《上野原市教育委員会 学校評議委員 ＰＴＡ役員 関係機関》

(3) いじめの未然防止のための取組

すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。そのため、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

学校では児童に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる必要性を理解させるよう努める。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導にあたっては、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようになる。

さらに、１）発達障害を含む障害のある児童、２）海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童、３）性同一障害や性的思考・性自認に関わる児童、４）東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

あわせて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

① 学級経営の充実

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員として居場所が自覚できる学級づくりを学級経営の柱とする。

- ・日常的に、いじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」という基本的な姿勢を様々な場面において児童に示す。
 - ・児童一人一人が自己実現を図れるように、児童が主役となれるような学級経営に努める。
- ② 授業の充実
- ・一人一人を大切にしたいわかる授業や楽しい授業を推め、確かな学力の向上を図るとともに学習活動での達成感や成就感を味わわせる。
 - ・「主体的・対話的な深い学び」を実現できる授業改善に取り組み、表面的な理解ではなく自分たちで考え見つけた考えで深い理解へと導く。
- ③ 道徳・学級活動
- ・いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめを「是認する」「黙認する」ことと同じことであることを理解させる。
 - ・児童一人一人に価値があることを理解させ、他人を尊重することの大切さを理解させる。
 - ・いじめを見たら、止めさせたり先生や友だちに知らせたりすることの重要性を理解させる。
- ④ 学校行事
- ・全校集会を通じ、校長や生徒指導主任より児童全員に心を育む（いじめ防止につながる）講話をし、より良い人間関係を築くための方法を伝えていく。
- ⑤ 児童会活動
- ・友だちや異年齢児童とわかり合える楽しさや心地よさを実感できる人間関係力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、児童会活動において道徳性を育成するための体験活動の推進を行う。
 - ・縦割り班活動での異学年交流を充実させる。
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動を充実させる。
 - ・児童会活動の中に、思いやりや感謝の気持ちが育てられる活動を取り入れる。
- ⑥ いじめ防止対策に関わる研修や学習の機会の充実
- ア 教職員の積極的な研修等への参加
- いじめ防止の取組が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の研修の充実に努め、資質能力の向上を図る。（教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。）
- イ 保護者へのいじめ防止に関する意識の啓発
- 保護者を対象とした学習会や懇談会等を活用し、いじめ防止の取組や保護者の役割について理解を深める。また、携帯電話やインターネット等を通じて行われるいじめへの対策について啓発活動を促す。

6 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見

①全教職員による児童の見守り

いじめは、どの子にも、どの学級でも起こりうるものであるが、教職員の目に付きにくい時間や場所で行われたり、気付きにくい形で行われたりすることが多いことを認識し、些細なことであっても、児童の変化や示すサインを見逃さないよう、全教職員が連携して児童を見守る。

ア 集団から離れて一人でいる児童への注目と声かけ

イ 持ち物等の観察から紛失の増加、いたずらや破損がないかの確認

ウ 日常の子どもたちの会話への積極的な参加による友だち関係の掌握

エ 服装の汚れや乱れ、けが等のチェック（養護教諭との連携）

②定期的な実態調査の実施

アンケート調査を少なくとも学期に一度実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。（いじめが疑われる回答をした児童に対しては、担任が詳細を聞き取り実情を把握する。）

③教育相談体制の充実

担任以外の相談相手となる養護教諭や支援員等による相談体制を整え、教育相談活動を充実させる。児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、早期発見を図る。

○相談支援体制の充実として

ア 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどのいじめ防止を含む教育相談に応じる者を派遣する制度の充実を図る。

イ 児童及びその保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を寄せることができる体制を整備する。

ウ 教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。

④Q-U 検査

年に2回実施、検査の結果から、個々の児童がどのような不満を抱えているのかを詳細に分析し、その不満の原因を日々の生活の実態と結びつけて考察し解消する手立てを見出していく。

(2) いじめの早期対応

① 基本的な考え方

いじめを発見した際には、学級担任だけで抱え込むことなく校長を中心にすべての教職員で対応を協議し、適切な役割分担のもとで、いじめ問題の解決にあたる。また、綿密に情報収集を行う。事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。指導に際しては、謝罪や責任を形式的に問うことのみに主眼をおかず、児童の社会性の向上等人格の成長に主眼をおいた指導を行う。また、学校内だけで対処しようとするのではなく、保護者や関係諸機関、専門家と協力して対応にあたる。

② 発見・通報を受けたときの対応

いじめを認知した教職員は、そのときにその場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に複数の教職員で事情を聞いて正確な事実確認をする。該当児童の学級担任や学年主任、生徒指導主任に連絡し管理職に報告する。その後、「防止対策委員会」に諮り指導体制及び指導方針を決定し、すべての教職員と共通理解を図る中で教職員の役割分担を決めていく。また、認知されたいじめが、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置と連絡を取り合い所轄警察署と相談する。さらに、そのいじめが「重大な事態」と判断された場合は、「緊急対応会議」を開催し協議すると同時に、設置者の指示に従って必要な対応をとっていく。

③ 被害児童及びその保護者への対応

- ・被害児童に対しては、事実確認とともに、児童のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図り、学校が児童を守ることや秘密を守ることがを伝え、問題が必ず解決できるという希望がもてることを伝えて安心感をもたせる。加えて、自尊感情を高められるよう、自信をもたせる言葉かけをしていく。
- ・保護者に対しては、いじめを認知したその日のうちに、家庭訪問等により面談し事実関係を直接

伝える。そして、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。あわせて、継続して家庭と連携をとりながら解決に向けて取り組むことを伝え、家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談できるように協力を依頼する。

④ 加害児童への指導及びその保護者への助言

- ・加害児童に対しては、いじめた気持ちや状況等について詳しく聞き、児童の背景にも目を向け指導する。また、心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。さらに、「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、事態の重大さを認識させ家庭での児童の変容を図るための今後の関わり方等の具体的な助言をしながら指導を依頼する。

⑤ 集団への働きかけ

当事者間の問題だけにするのではなく学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。そのために、すべての教職員が児童に対して、「いじめは決して許さない。」という毅然とした態度を示す。次いで、児童がいじめを見つけたときに「はやし立てる」ことや「見て見ぬふりをする」ことは、いじめの肯定であることや「いじめを訴える」ことは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させていく。

⑥ ネットいじめへの働きかけ

学校で情報モラルの指導を行うことはもちろんであるが、学校という場では限界がある。児童のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であることから、児童の使用に関わっては保護者の指導が不可欠である。そのため、保護者と緊密に連携、協力して双方で指導を行っていく。また、保護者が、情報機器を使いたいじめにそれほど意識が高くない状況から、PTA総会や教育講演会等の機会を利用した啓発活動を行っていく。

○インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対策として

- ア インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。
- イ 児童に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害にあたることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。
- ウ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

⑦ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」及び「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」により適切に対応する。また、児童や保護者からの申立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言できないことに留意する。

いじめにより児童生徒の生命、心身、財産等に重大な被害が生じた疑いがあると判断される場合には、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行うとともに、教育委員会と連携して重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- ・重大事態が生じた場合は、「いじめ防止対策推進法 第28条」により、上野原市教育委員会に報

告するとともに、直ちに警察署等の関係機関に通報して支援を求める。

- ・対応については、上野原市教育委員会と連携し、外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の「緊急対応会議」を中心として学校組織をあげて行う。
- ・重大事態の事実関係を明確にするための調査は、上野原市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- ・当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全保護者に説明するとともに、解決に向けての協力を依頼する。
- ・「緊急対応会議」で再発防止案をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① 家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ② 学校や家庭において、相談や通報ができないような場合は、専門機関によるいじめの電話相談窓口等の利用も検討する。

(4) いじめの終息について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 その他の留意事項

(1) 学校運営改善の支援

教職員が児童と向き合い、いじめ防止に取り組む時間の確保のために、校務の効率化を図るなど、学校運営の改善に努める。

(2) 地域との連携

学校だよりやホームページを活用し、日頃から地域への情報の発信に心がける。また、民生児童委員や自治会・育成会役員等との連携を図り、児童に関する情報を収集しやすい環境を整え、地域ぐるみでいじめを解決する。

(3) 学校評価等の活用

児童や地域の状況を十分に踏まえて、いじめに関わる目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、その改善に努める。また、学校評価で実施する児童や保護者に対するアンケートにおいても、いじめの未然防止や早期発見につながる評価内容とする。

(4) 生徒指導提要の活用

生徒指導提要の改訂を受けてその趣旨を全職員が共有できるようにすると共にいじめ対策にも反映させていく。具体的には、4段階での改善が求められている。1段階目は各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的な展開に向けた見直しと共有、2段階目は学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、3段階目は事案発生後の対応的な生徒指導から脱却し、すべての子どもたちを対象に、子どもたちが自らを自発的に発達させていくことを支えるような生徒指導や、課題の未然防止と早期発見からなる課題予防的生徒指導への転換、4段階目はいじめを生まない環境づくりと、いじめをしない態度や能力を身につけるような働きかけを行うこと、である。

いじめ防止対策指導計画

上野原小学校

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
会 議	生徒指導設置委員会 生徒指導校内委員会					
	保護者への啓発 (PTA 総会)	保護者への啓発 (学年総会)		保護者への啓発 (個別面談)	教員研修	
	事案発生時に、緊急対策会議の開催					
防 止 対 策	学級づくり・人間関係づくり					
	わかる授業・道徳教育の充実					
	保護者への啓発（学校便り等）					
		ネットモラル 教室				
早 期 発 見	日常的な児童の観察等					
	児童情報 引き継ぎ・共有	Web QU 実施 結果分析	生活（いじめ） アンケート			
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
会 議	生徒指導校内委員会					
			保護者への啓発 (個別面談)		保護者への啓発 (学年総会)	
	事案発生時に、緊急対策会議の開催					
防 止 対 策	学級づくり・人間関係づくり					
	わかる授業・道徳教育の充実					
	保護者への啓発（学校便り等）					
早 期 発 見	日常的な児童の観察等					
	Web QU 実施 結果分析	生活（いじめ） アンケート	保護者アンケート (学校評価)		生活（いじめ） アンケート	